

# 固定資産税の税率改正について

平成27年12月 箱根町

固定資産税は、毎年1月1日現在に土地、家屋、償却資産を所有している人に対して課税される税で、本町では税収の約7割を占める非常に重要な財源となっています。

厳しい財政状況に対する財源確保策としての固定資産税の見直しにつきまして、町議会に關係条例を提案した結果、次のとおり可決されましたので、その内容をお知らせします。

## 【税率改正の内容】

- ① 平成28年度から平成30年度までの3年間、固定資産税の超過課税を実施します。
- ② 平成28年1月1日現在の所有者が保有する土地・家屋・償却資産に対して、現行の標準税率1.4%に超過税率0.18%を加算した1.58%の税率で税額を算定します。

価格の標準的な土地及び家屋につきまして固定資産税の税率改正による加算額を例示しましたので参考としてください。

### 〔専用住宅〕

課税客体（例）	課税標準額	現行 平成27年税額 (1.4%)	加算額 (0.18%)	合計 平成28年税額 (1.58%)
土地 〔価格の標準的な土地における 住宅用地:330㎡〔約100坪〕〕	1,801,000円	25,200円	3,200円	28,400円
家屋 〔専用住宅：木造築22年、 155㎡〔約47坪〕〕	2,751,000円	38,500円	5,000円	43,500円
合計	4,552,000円	63,700円	8,200円	71,900円

### 〔店舗併用住宅〕

課税客体（例）	課税標準額	現行 平成27年税額 (1.4%)	加算額 (0.18%)	合計 平成28年税額 (1.58%)
土地 〔価格の標準的な土地における 店舗併用住宅用地:470㎡〔約142坪〕〕	4,973,000円	69,600円	9,000円	78,600円
家屋 〔併用住宅：木造築14年、 270㎡〔約82坪〕〕	11,512,000円	161,100円	20,700円	181,800円
合計	16,485,000円	230,700円	29,700円	260,400円

【平成 28 年度納税通知書（見本）】

平成 28 年度の固定資産税納税通知書は、例年どおり平成 28 年 5 月上旬に送付する予定です。  
 お手元に納税通知書が届きましたら、2 枚目の「課税算出基礎」にて税額をご確認ください。

99999999-99

**【見本】**

**平成 28 年度 課税算出基礎**

税額計算の基礎となり各資産の評価額をもとに算出されます

固定資産税		通知書番号	義務者番号
課税標準額	土地 A 1,801,301 円	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
	家屋 B 2,750,828 円		
	償却資産 C 円		
	計 (A+B+C) D 4,552,000 円		
税率 E	100分の1.58	※100円未満切り捨て 100分の1.4から100分の1.58に変更となります	
算出税額 (D × E) F	71,921 円		
軽減税額 G	△ 円		
区分所有税額 H	円		
差引税額 (F-G+H) I	71,900 円		※100円未満切り捨て
減免税額 J	△ 円		
年税額 (I-J) K	71,900 円		※100円未満切り捨て

その年度に納めていただく税額となります

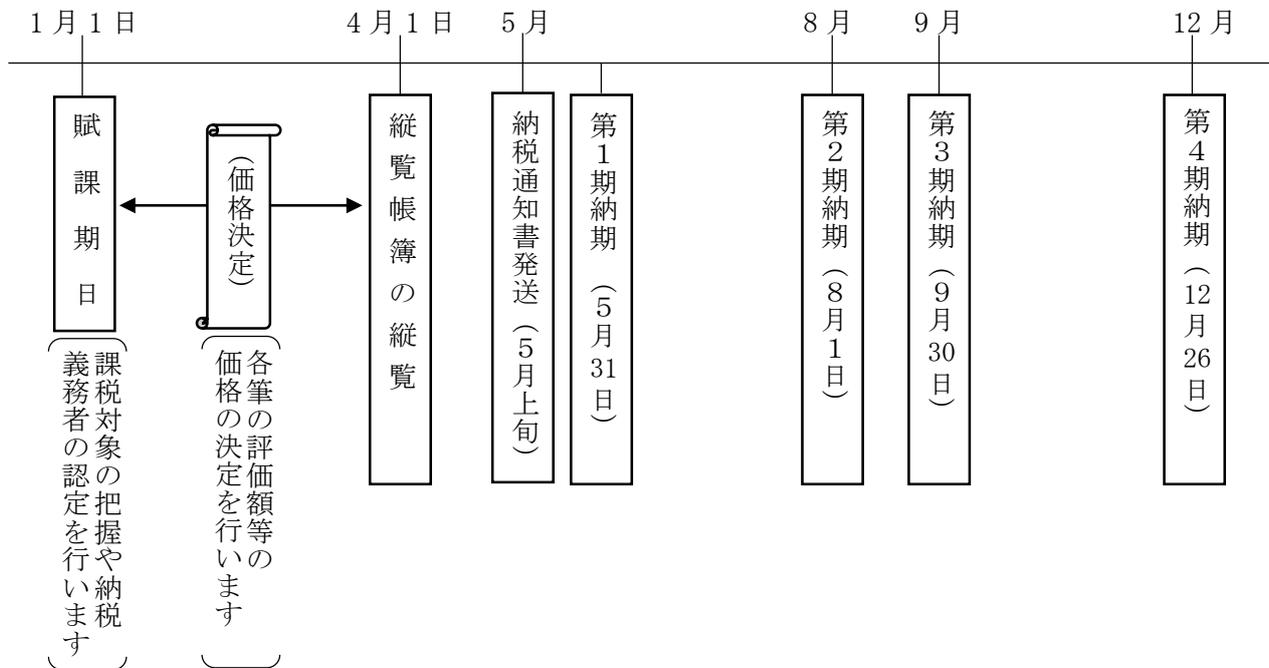
○各納期別に納付される場合

期別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	随時期
納期限	平成28年 5月31日	平成28年 8月 1日	平成28年 9月30日	平成28年12月26日	
税額	18,200 円	17,900 円	17,900 円	17,900 円	円

(注) 本年 4 月に送付しました固定資産税納税通知書の課税標準額の合計額欄に 0.18% を乗じた額が加算額試算の目安となります。

(注) ただし、建物の減価償却や土地評価の時点修正などにより、平成 28 年度の税額とは異なります。

【平成 28 年度のスケジュール】



【問い合わせ先】

<電話>

税務課 (税に関すること)

0460-85-7750

特定政策推進室 (新たな財源確保に関すること)

0460-83-9256